

令和元年度第7回県政参画電子アンケート
「ひとり親家庭等の自立支援の意識」についてのアンケート
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「ひとり親家庭等の自立支援の意識」についてのアンケート
- 実施期間 令和元年10月25日(金)～11月11日(月)
- 対象 県政参画電子アンケート会員 679名
- 回答数 512名(回答率 76.0%)

2 目的・概要

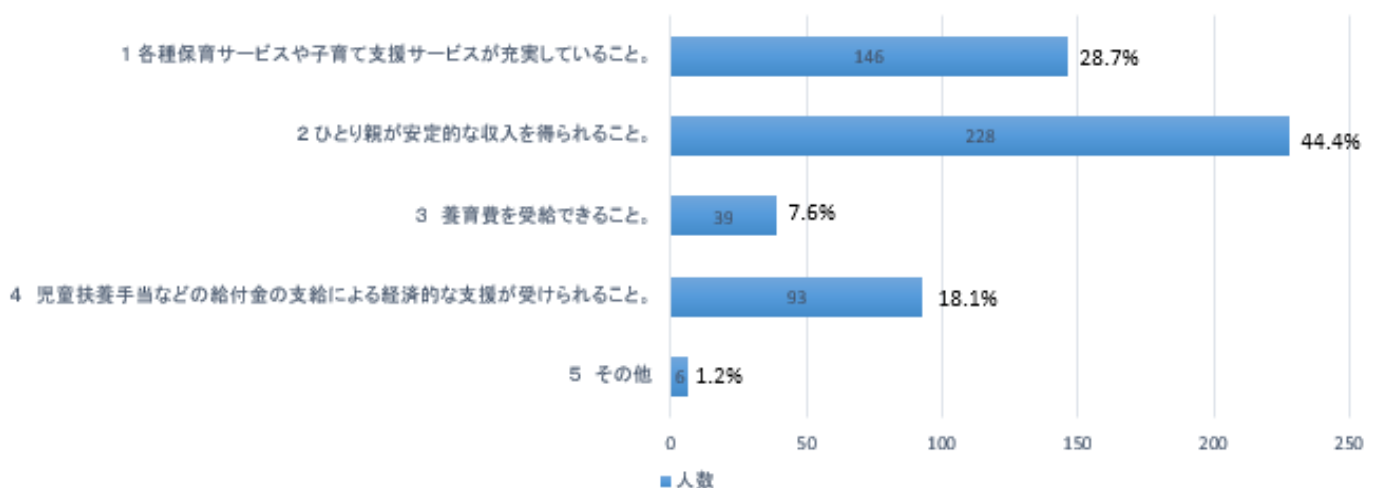
県では、平成22年、平成27年にそれぞれ5カ年の「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図ってきたところです。第2期計画の計画期間が終了することにあたり、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえて、今年度末を目途に計画を改訂することとしています。

今回のアンケートは、県民の皆さんのひとり親家庭等の自立支援の意識や行政に対する要望などを把握し、促進計画の改訂やひとり親家庭等の自立支援施策の推進に役立てていくことを目的として実施するものです。

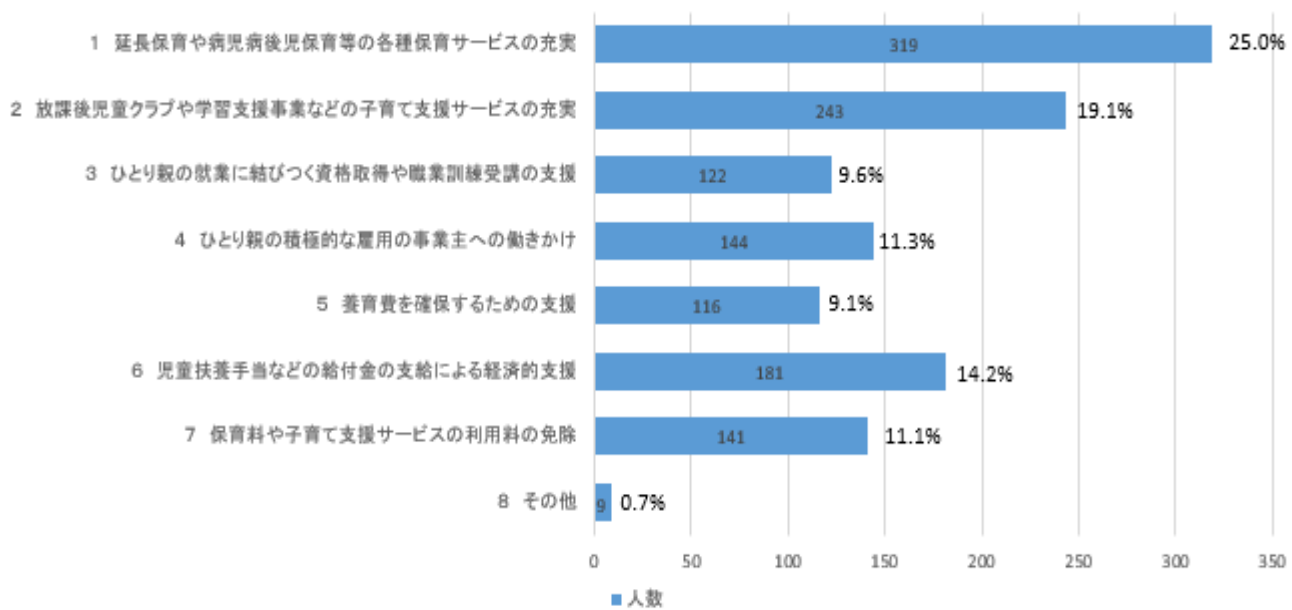
【ひとり親家庭等とは】

- ・ひとり親家庭・・・配偶者のない女子または男子であって20歳に満たない児童を扶養している者とその児童からなる家庭
- ・寡婦・・・配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳に満たない児童を扶養していたことのあるもの

【問1】ひとり親家庭等の生活の安定のために、最も重要だと思うものはどれですか。

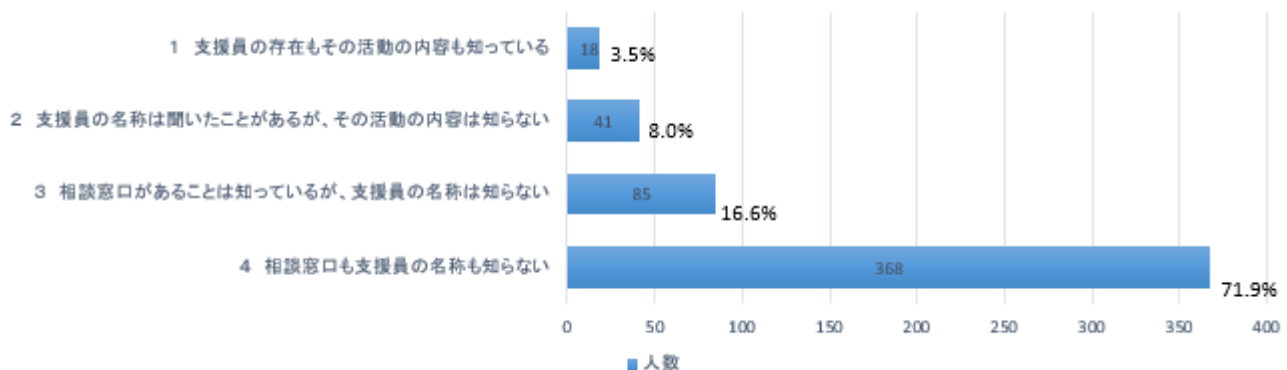


【問2】ひとり親家庭等の自立と生活の安定のために、どのような取組が必要だと思いますか。
 (3つまで複数回答可)



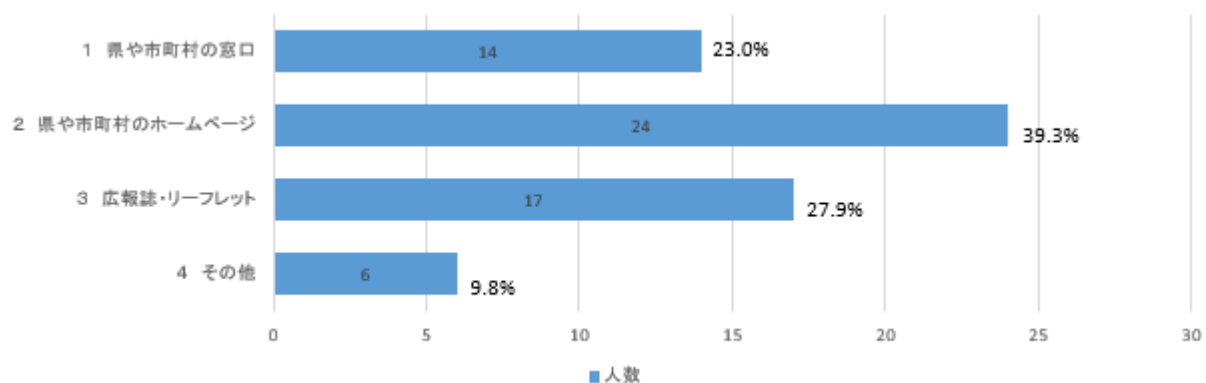
【問3】母子父子自立支援員について知っていますか。

(説明) 県および市町村では、ひとり親家庭等の相談窓口として、各福祉事務所に母子父子自立支援員を設置し、子育てや生活、就業等に関する助言や情報提供を行っています。



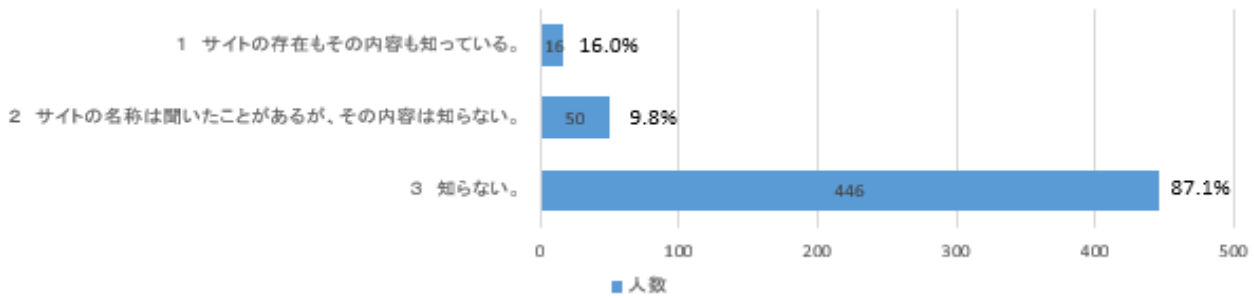
【問4】母子父子自立支援員はどこで知りましたか。

問3で<1、2>を選択された方がご回答ください。<3、4>を選択された方は問5にお進みください。



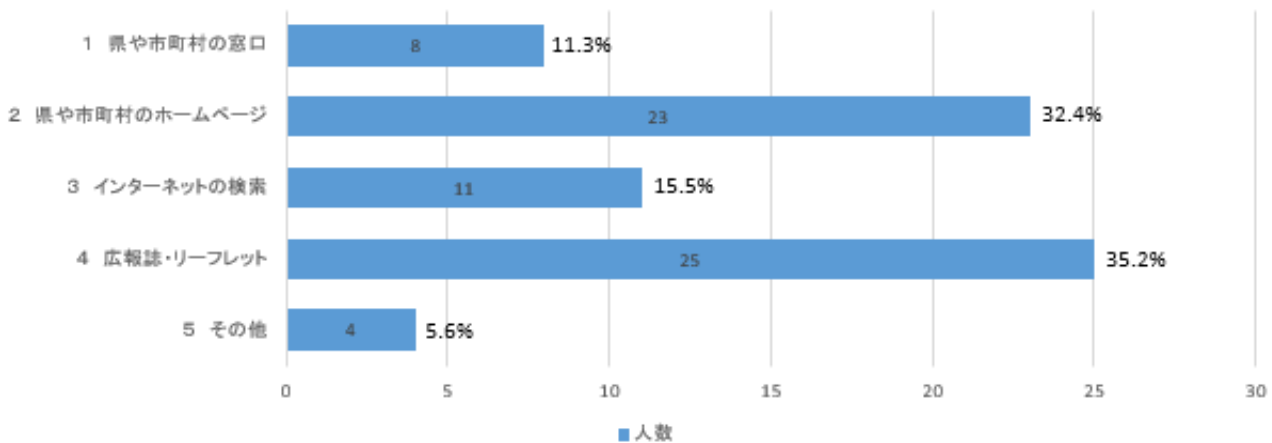
【問5】鳥取県ひとり親家庭等支援サイトについて知っていますか。

(説明) 県では、ひとり親家庭等への各種支援施策や相談窓口等を掲載したスマートフォンにも対応した「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」を運営しています。



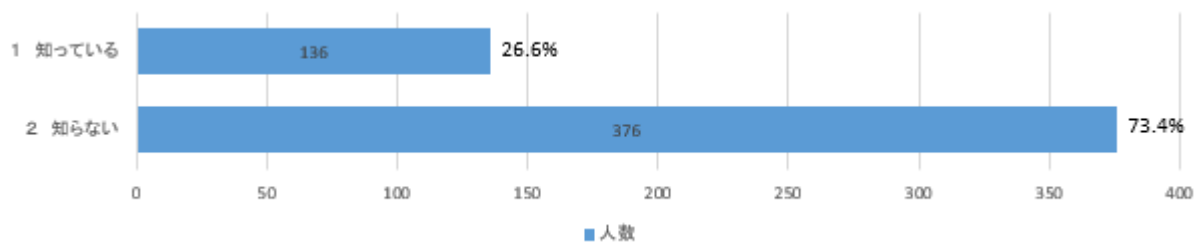
【問6】鳥取県ひとり親家庭等支援サイトはどこで知りましたか。

問5で<1、2>を選択された方がご回答ください。<3>を選択された方は問7にお進みください。



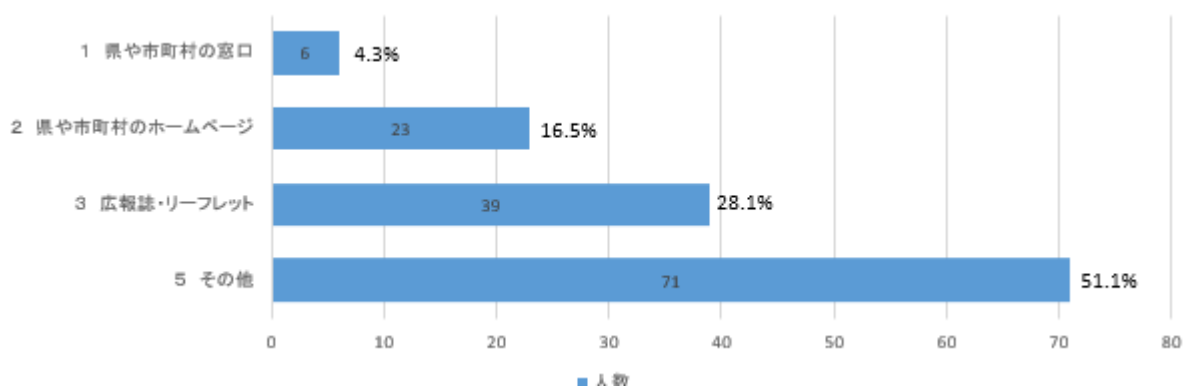
【問7】民法にこれらが明記されていることを知っていますか。

(説明) 平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先しなければならないことが民法に明記されました。



【問8】このことについて、どこで知りましたか。

問7で<1>を選択された方がご回答ください。<2>を選択された方は問9にお進みください。



【問9】面会交流について、どのように思いますか。

(説明) 父母が離婚した子どもが、離れて暮らす親と定期的または継続的に面会をすることを「面会交流」と言います。

